



経済産業省



資料 1

令和7年度 国等の契約の基本方針 について

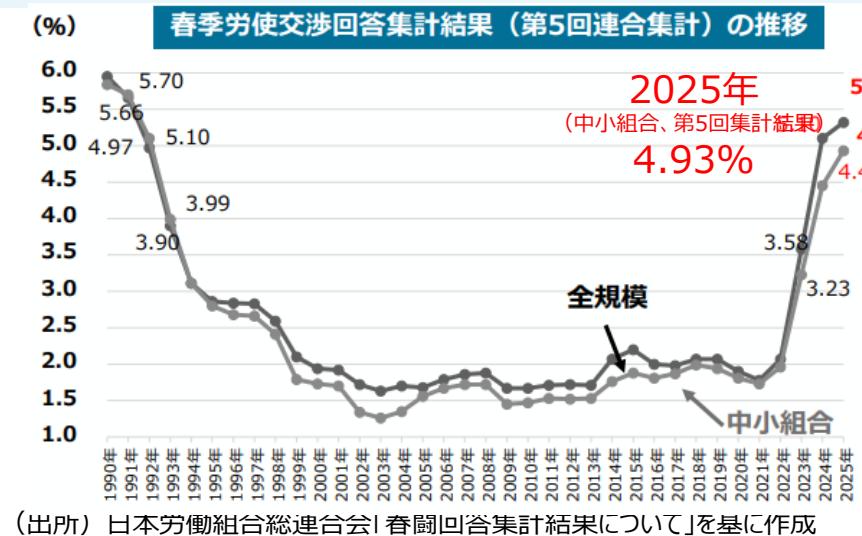
2025年7月
中小企業庁

始めに 官公需を巡る現状

- I 官公需の全体像
- II 令和7年度 基本方針
- III 官公需適格組合

○ 中小企業の賃上げの現状

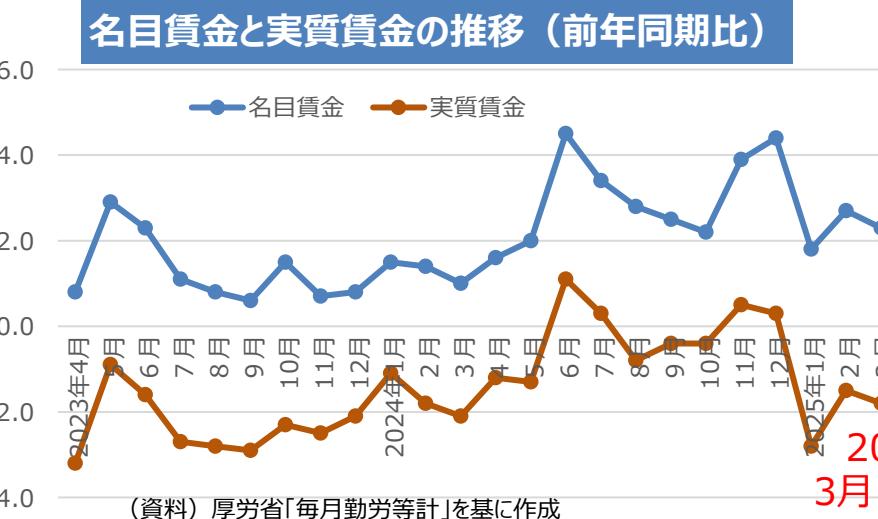
- 政府が目指す「成長と分配の好循環」において、賃上げは重要な政策の柱。
- 従業員300人未満の企業における春闘賃上げ率が、**2022年度以降、3.23%、4.45%、4.93%**（第5回集計結果）と高い賃上げ水準。
- しかし、実質賃金は今年（1-3月）に入ってからマイナスが続き、官公需でのテコ入れが重要。



(出所) 日本労働組合総連合会「春闘回答集計結果について」を基に作成



(資料) 総務省「消費者物価指数」を基に作成



(資料) 厚労省「毎月勤労等計」を基に作成

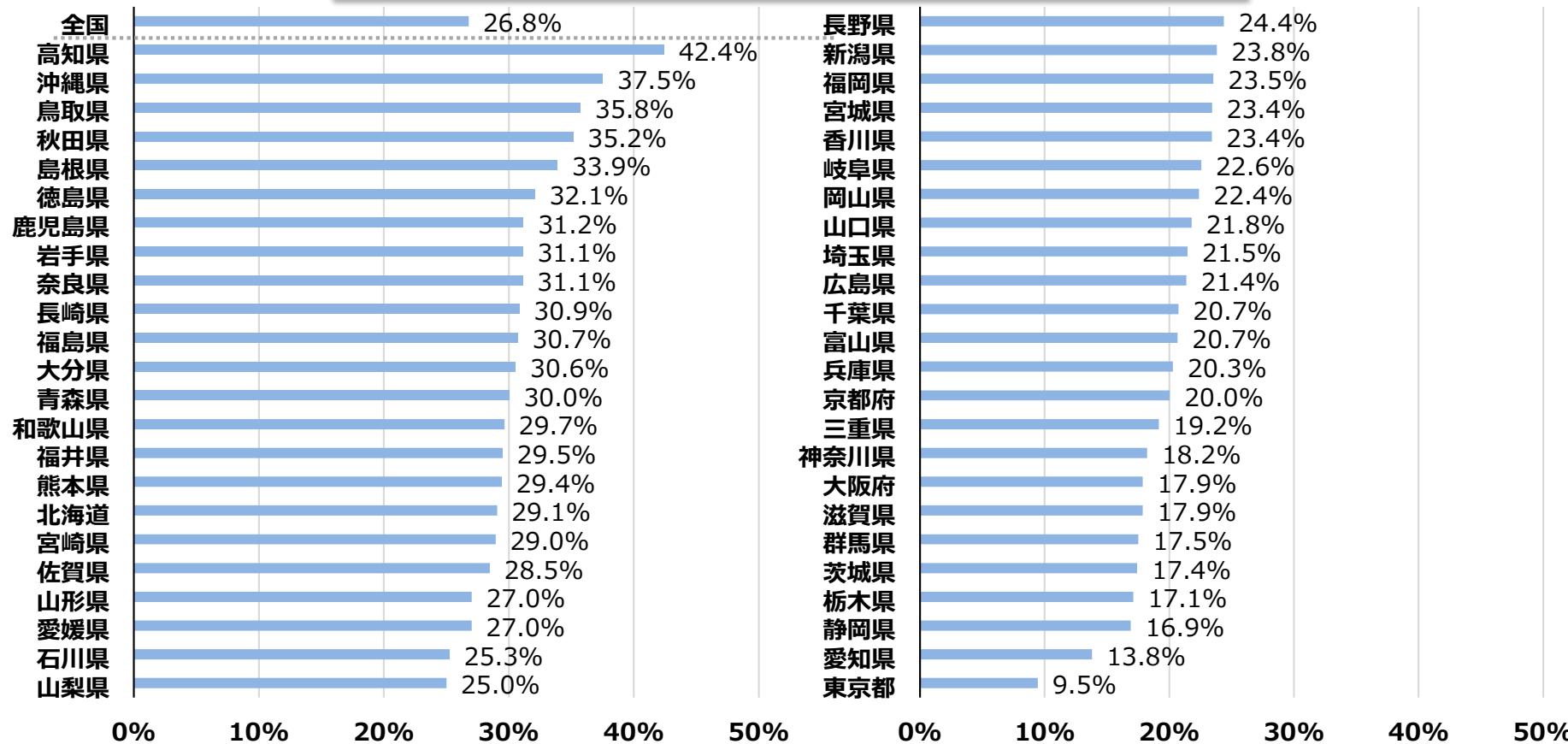
全国津々浦々での
賃上げ実現のために
『まずは隗より始めよ』で
官公需の価格転嫁が重要

2025年
3月▲1.8%

地方では、公的需要が地域経済に占める割合が高い

- 2021年度における日本の国内総生産(554.6兆円)のうち公的需要(政府最終消費、公的固定資本など)の大きさは148.5兆円。全体の26.8%を占めており、日本経済に重要な役割を担っている。
- 公的需要が都道府県GDPに占める割合は、高知県(42.4%)、沖縄県(37.5%)、鳥取県(35.8%)、秋田県(35.2%)、島根県(33.9%)など、地方部ほど公的需要が占める割合が高く、官公需は地域経済に重要な存在。

公的需要が都道府県GDPに占める割合（2021年度）



(注) 都道府県の数値は、「公的需要」（「地方政府等最終消費支出」、「公的固定資本形成」、「公的在庫変動」の合計値）を県内総生産で割った値。

全国の数値は、「公的需要」（「政府最終消費支出」、「公的固定資本形成」、「公的在庫変動」の合計値）を国内総生産で割った値。いずれも名目値。

(出所) 内閣府「県民経済計算」（各都道府県）、内閣府「国民経済計算」（全国）を基に事務局にて作成。

○ 令和7年度基本方針の決定経緯について

- 例年、「官公需に係る副大臣会議」を開催し、「基本方針」の内容を、各省にハイレベルで徹底しているところ。
- 加えて2024年度には、「副大臣会議」、「総理車座」において、総理/官房副長官から、「官公需における価格交渉・転嫁」、「適正な入札手続き」についても検討するよう指示あり。
- 国・自治体に対して、総務省と連携して3月に基本方針のポイントを速やかに周知し、閣議決定後すぐに要請文書を発出し、実際に価格交渉を行う担当者への周知徹底を依頼。また地方でのブロック説明会を開催。

2024年8月

- 「副大臣会議」
⇒ 適正な入札手続き
- 「総理車座」（価格転嫁）
⇒ 官公需における価格交渉・転嫁

2025年1月

3月17日

- 「官公需に係る副大臣会議」開催
- 基本方針（案）の段階で、速やかに国・自治体へ周知

3月

4月22日

- **基本方針の閣議決定**
⇒国・自治体等への要請文書 発出

(参考) 制定時の政府、自民党の官公需関連の動き

- 新資本主義実現会議（3月28日）「官公需 施策パッケージ」
 - ①過度に低い価格での入札を防止するための調査制度等の導入の徹底、効果的な活用
 - ②官公需法の基本方針の改定による国・地方自治体からの価格協議の促進
 - ③地方自治体における相談窓口の開設
- 自民党 新資本本部に、以下2点をテーマとする「物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直しPT」が設置（第1回 4月1日開催）。
 - ①既存の公的制度の閾値の点検（例：公共調達の労務・資材単価、医療などの公定価格）
 - ②地方公共団体を含む官公需における発注単価や入札価格の点検（注：入札制度の適正化）

○ 令和7年の石破総理の官公需における価格交渉・転嫁に関する発言について

- 1月23日 石破総理「中小企業を応援する車座」

「国・自治体の委託・請負契約でも適切に価格交渉・転嫁がなされて
いるのか。適切に価格交渉・転嫁に応じるように各省庁にお願いしたい。」

- 3月12日 石破総理「政労使の意見交換」

「自治体の公共調達について、総務大臣は、自治体に対し、**重点支援**
地方交付金6,000億円を活用するなどにより、**労務費の転嫁**が適切に
行われるよう、強く働きかけてください。」

- 3月28日 石破総理「新しい資本主義実現会議」

「第一に、価格転嫁・官公需等の取引適正化の徹底であります。新たに『官公需における価格転嫁のための施策パッケージ』を策定をし、地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における価格転嫁等を抜本的に強化をいたします。過度に低い価格での入札を防止するための調査制度等の導入の徹底や効果的な活用、**官公需法の指針改定による国・地方自治体からの価格協議の促進**、地方自治体における相談窓口の開設など、総合的な取組を進めます。」

- 5月14日 石破総理「新しい資本主義実現会議」

「第二に、**官公需も含めた価格転嫁、取引適正化**です。自治体に対し、**重点支援地方交付金の徹底的な活用**を促すとともに、（後略）」

- 5月22日 石破総理「政労使の意見交換」

「**最低賃金**につきましては、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、最低賃金の引上げを後押しをし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を**5年間で集中的に実施**をいたします。」

- 6月6日 石破総理「新しい資本主義実現会議」

「『**賃上げこそが成長戦略の要**』であり、2029年度までの5年間で、実質賃金で年1パーセント程度の上昇を賃上げの新たな水準の社会通念『ノルム』として我が国に定着させ、『**賃上げと投資がけん引する成長型経済**』を実現いたします。（中略）17兆円規模の自治体の官公需、11兆円規模の国の官公需の両方で、価格転嫁・取引適正化を徹底して進める（後略）」



(参考) 5月14日「新しい資本主義実現会議」で発表された賃上げ5か年計画案

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の施策パッケージ(案) (官公需部分抜粋)

(1) 官公需における価格転嫁策の強化

地方部ほど官公需が都道府県GDPに占める割合が高く、地方経済において官公需は重要な役割を果たしている。中小企業・小規模企業者の賃上げ・投資の原資の確保の観点から、関係省庁が連携し、総合的に取り組むため、「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」として、以下を強力に実行する。

① 労務費等の価格転嫁の徹底

官公需については、発注側の目線だけではなく、受注側の目線でも、その在り方が適切かを検証すべきであり、こうした観点から、官公需についての中小企業者の受注に関する法律に基づき閣議決定されている「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の中で実施が明記されている「物価上昇に伴うスライド対応」、「期中改定」等の対応の徹底を進める。自治体に対しても、同基本方針に沿った対応の徹底を図る必要があり、通知の発出にとどまらず、その結果のフォローを徹底する。

官公需における適切な価格転嫁の実施に向けて、国・独立行政法人等と自治体の双方が必要となる予算を確保する。とりわけ、義務的経費の物価上昇対応分については、概算要求段階を含む予算編成過程において的確な対応を行う。国立大学法人運営費交付金についても、現場の実情を踏まえて適切に対応する。自治体の財政負担については、的確に地方財政計画に計上し、その上で、適切に地方財政措置を実施するとともに、年度途中の対応のための重点支援地方交付金については、必要な事業者にできる限り広く行き渡るよう更なる活用を徹底するなど、適切な対応を実施する。これらの対応にあたっては、特に以下の点に留意して取組を進める。

- 予算における単価等が、最低賃金の上昇やエネルギー代金の値上がりに対応できるようにする。発注における予定価格も同様な対応を行うとともに、前年度の低入札の価格が次年度の予定価格の検討のベースとなることは厳格に禁止する。
- 契約後も、年度途中の物価上昇や最低賃金の上昇に適切に対応する。また、長期継続契約も含め、契約後の状況に応じて必要な契約変更を実施する。指定管理者制度においても、期中における様々な物価や最低賃金の上昇などを委託料に適切に反映する。
- 土地改良工事の場合は、受益者負担に配慮する。

さらに、一般廃棄物処理業等において、価格転嫁の重要性についての認識が十分に進んでいない自治体が多いとの指摘があることを踏まえ、政府が発出した価格転嫁の取組を自治体等に促す通知について、その更なる周知徹底及びフォローアップを行い、結果につなげていく。その際、業種ごとの価格交渉・価格転嫁の好事例の横展開等を図る。

(参考) 5月14日「新しい資本主義実現会議」で発表された賃上げ5か年計画案

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の施策パッケージ(案) (官公需部分抜粋)

② 国・独立行政法人等の低入札価格調査制度

低入札価格調査の対象となった事業のうち、失格となった事業が1%にも満たないなど、受注側の目線からは、低入札価格調査制度が機能していない。国・独立行政法人等において、低入札価格調査制度を適切に運用するように改め、また、工事以外の請負契約にも、その導入を拡大する。

また、同制度の調査対象となる契約は、概ね予定価格の**60%未満の極めて低い入札率**であり、原則的に失格とする。こうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、**最低制限価格制度の導入**も含めた抜本的改革も検討する。

加えて、同制度に基づく調査の中では、最低賃金の支払い、社会保険などの法定 福利費、履行計画書、配置人数、応札した価格での積算書などの**調査を徹底**するとともに、調査実施後の**点検**についても、**大幅に強化**する。

低入札価格調査制度の**設定基準**について、各種法令を遵守できる**適正な率を業種ごとに検証**し、同種の発注について同様の取扱いを徹底する。

③ 自治体の低入札価格調査制度・最低制限価格制度

低入札価格調査制度・最低制限価格制度について、工事関係以外では、制度未導入の自治体が非常に多く、特に市町村においては、約7割で未導入となっている。また、未導入の理由について、「必要性を認識していない」と回答する自治体が多いのも大きな問題との指摘がある。これを踏まえ、特別な理由がない限り、発注に際しては**最低制限価格制度等を付す運用を徹底**する。

また、自治体における両制度の導入状況について、**一覧性をもって可視化**する。工事関係での速やかな導入の徹底に加え、**工事契約以外の請負契約にも拡大**する。

最低制限価格制度等の**設定基準**について、各種法令を遵守できる**適正な率を業種ごとに示し**、統一的な基準を作成する。

「下請けかけこみ寺」において、中小企業・小規模事業者等からの官公需に関する**苦情や相談を積極的に受け付ける**ことや、個々の相談概要を総務省と共有して**対応状況を確認**する仕組み等を設けることに加え、各自治体において適切に対応されるよう、**的確な助言・指導を実施**する。

各市町村における基準値等について、都道府県で一定の方向づけを行うなど、マンパワー的にも厳しい市町村現場を支えられるよう、仕組みを見直す。

(参考) 5月14日「新しい資本主義実現会議」で発表された賃上げ5か年計画案

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の施策パッケージ(案) (官公需部分抜粋)

④ 的確な発注のための具体的な取組

官公需において、緊急時対応のための**地域要件の設定**や、新技術を使って工期を短くするといった、価格以外の要素を評価する取組を徹底する。

スライド条項や**キャンセルポリシー**等の契約約款のひな型を作成・周知する。**オープンカウンター方式**を採用する場合は、適切な**地域要件**を付すとともに、提出された見積書等に記載された価格が契約履行に支障を来すような**著しく低い価格**となっていないか等を確認する。

有資格者に見合った適切な**公共工事設計労務単価**の設定を行う。また、改正建設業法に基づく「労務費の基準」について、**交通誘導警備員**を含む幅広い職種について作成することを検討する。

あわせて、各分野の様々な課題に真摯に向き合い、的確な対応を進める。

- **燃料小売業**において、石油組合と災害協定を締結している国等又は地方公共団体について、当該石油組合との**随意契約**が可能であり、国は積極的にこの制度を活用するとともに、自治体にも積極的な活用を促す。
- **警備業・ビルメンテナンス業**において、**分離発注**を徹底する。
- **警備業**において、危険業務などの警備業務の**割増加算をルール化**する。
- **印刷業**において、国の契約形態の多くが物品購入契約となっているが、これを**請負契約**とする。
- **印刷業**において、**コンテンツ版バイ・ドール契約**を徹底する。
- 電気の託送料金に関するレベニューキャップ制度において、国の承認後の状況の変化に応じて必要な費用（レベニューキャップ）を適切に変更する。
- N P O等への委託に係る間接事務費について、事業の内容に応じ適切に設定する。

⇒ 6月13日に『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版』（該当部分はⅡ 1 (1)）として閣議決定された。

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/index.html

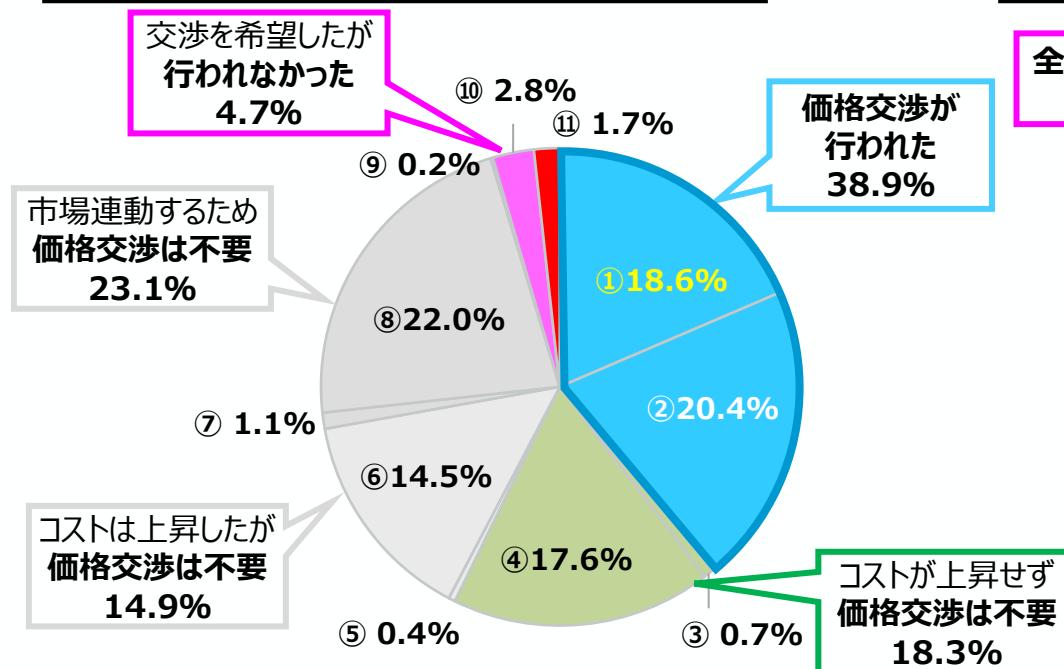
官公需^(※)における価格交渉・価格転嫁の状況

※「官公需」とは、国や地方公共団体等が、物品購入・役務の提供依頼・工事の発注を行うこと。

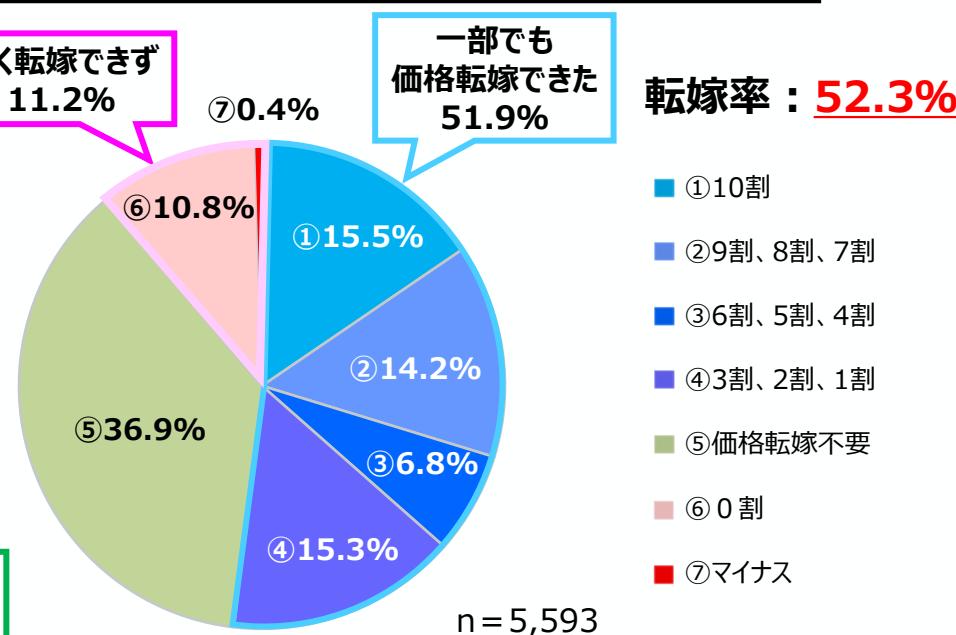
2025年3月 価格交渉促進月間
フォローアップ調査の公表資料
(2025年6月公表、中小企業庁)

- 官公需の価格転嫁率は、**52.3%**。（「価格転嫁不要」の場合を除く3,528件の回答の平均）
- なお、官公需全体では「入札により価格決定している」割合が**約9割**（官公需以外では、約1割）。
- 「価格交渉が行われた」割合は、**約4割**（前回30.2%→**38.9%**。官公需以外では、6割超）。

直近6か月間における価格交渉の状況



直近6か月間における価格転嫁の状況【コスト全般】



アンケート回答企業からの具体的な声

- 入札公告時にインフレストライドの対象工事に該当する旨が明記されているので、安心して応札できる。
- ▲価格転嫁について説明をしても、予算がないことを理由に応じていただけないことがある。
- ▲原価計算を行わずに、受注企業へ一方的な価格を押し付けるため、価格交渉が全くできない。

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例

○ 令和6年度の基本方針の価格交渉・転嫁のフォローアップについて

2023年度 基本方針の措置状況調査 (価格転嫁部分抜粋、2024年12月公表、中小企業庁)

組織名称	17. 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応							
	(2) 令和5年度における労務費、原材料費、エネルギー等の上昇への対応に関する「受注企業からの見直しの申出があった」場合は、下記の項目についてご記入ください。							
	物件		工事		役務		合計	
	申出の あつた件 数	見直しを 行つた件 数	申出の あつた件 数	見直しを 行つた件 数	申出の あつた件 数	見直しを 行つた件 数	申出の あつた件 数	見直しを 行つた件 数
衆議院等	0	0	0	0	0	0	0	0
参議院	5	5	0	0	0	0	5	5
デジタル庁	0	0	0	0	1	1	1	1
復興庁	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	3	3	0	0	3	3	6	6
法務省	281	265	0	0	24	23	305	288
外務省	0	0	0	0	0	0	0	0
財務省	26	26	0	0	9	9	35	35
文部科学省	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	189	188	1	1	43	41	233	230
農林水産省	44	44	222	222	341	341	607	607
経済産業省	3	3	0	0	2	2	5	5
国土交通省	80	80	1846	1845	337	337	2,263	2,262
環境省	9	9	1	1	1	0	11	10
防衛省	28	28	23	23	5	3	56	54
国 計	841	819	2,100	2,098	780	771	3,721	3,688

(参考)基本方針の措置状況調査

中小企業庁は、基本方針に盛り込まれた措置の実施状況について、国、地方公共団体に対して毎年フォローアップ調査を実施し、その結果を公表している。具体的には「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応」、「ダンピング防止推進の周知、適切な予定価格の作成等」、「分離・分割発注の推進」などの基本方針に盛り込まれた取組について実施の有無等について調査している。

2024年9月 価格交渉促進月間 フォローアップ調査

(国・自治体抜粋、2025年1月公表、中小企業庁)

法人番号	機関名	①回答企業数	②価格交渉の回答状況	③価格転嫁の回答状況
1000020320005	島根県	17	ア	イ
2000012100001	国土交通省	56	ア	イ
6000020400009	福岡県	36	ア	イ
7000020430005	熊本県	17	ア	イ
8000020130001	東京都	34	ア	イ
8000020280003	兵庫県	25	ア	ウ

○ このうち「②価格交渉の回答状況」、「③価格転嫁の回答状況」は、受注側中小企業からの回答を点数化（点数化の基準は別紙1参照）し、発注側企業ごとにその平均値（=（各受注側企業からの回答を点数化したもののが総和）／（回答企業数））を算出した上で、平均値に従つて以下のア、イ、ウ、エの4区分に分類・整理したものである。

ア	平均値が7点以上
イ	平均値が7点未満、4点以上
ウ	平均値が4点未満、0点以上
エ	平均値が0点未満

価格交渉促進月間フォローアップ調査に関する報道例

【速報】“価格適正化に後ろ向き”企業などランキング
経産省が公表 兵庫県が下から2番目の評価



経済産業省は値上げ交渉に応じないなど、取引価格の適正化に後ろ向きな企業などをランキング形式で実名公表しました。国や地方自治体も初めて公表対象となり、兵庫県が下から2番目の評価となりました。

経産省は中小企業およそ5万1000社から回答をもとに、価格交渉や値上げ受け入れの対応について、大企業211社を4段階でランクづけしました。その結果、大手ハウスメーカーの「タマホーム」や「阪田グループホールディングス」傘下の「一建設」、鍵メーカー「美和ロック」の3社が価格交渉の対応で最低評価となりました。

※ 2025年1月21日 日テレ NEWS NNN 2024年9月分の企業リスト公表を受けた報道

始めに 官公需を巡る現状

I 官公需の全体像

II 令和7年度 基本方針

III 官公需適格組合

1. 官公需の全体像

- 「官公需」とは、国や地方公共団体等が、物品購入、役務・サービスの提供依頼、工事の発注を行うこと。（庁費の契約及び公共工事が主対象で、委託費等政策経費は含まない）
- 国等（省庁、独立行政法人、国立大学法人等）の官公需総額※は約11.0兆円。
- 地方公共団体の官公需総額※2は約17.4兆円。

※ 令和5年度実績。※2 令和5年度実績。調査の対象は都道府県(47)、人口10万人以上の市(259)及び東京都特別区(23)

国等の全体像（令和5年度実績）

【官公需総額】

国等（197機関） 10兆9,950億円

【機関別】

国（18機関）	6兆5,235億円	59.3%	独法等（179機関）	4兆4,716億円	40.7%
---------	-----------	-------	------------	-----------	-------

【発注内容別】

物件2兆7,827億円 (物品購入、印刷等) 25.3%	役務3兆6,692億円 (庁舎管理、通信等) 33.4%	工事4兆5,432億円 (道路整備、庁舎整備等) 41.3%
---------------------------------	---------------------------------	-----------------------------------

2. 「官公需法」及び「国等の契約の基本方針」の概要

- **官公需法**（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律）は、国等が契約を行うに際し、中小企業の受注機会の増大に努力するよう定めた法律（昭和41年制定）。経産省が所管。
- 官公需法に基づき、中小企業向けの契約目標や、受注機会の増大に向けた措置等を定めた「契約の基本方針」を、毎年度、閣議決定【法第4条】。各府省は基本方針に即して、それぞれの機関における「契約の方針」を作成。【法第5条】
- 各府省は、毎会計年度終了後、中小企業との契約実績を経済産業大臣に通知し、その内容を遅滞なく公表。【法第6条】
- 地方公共団体は、国に準じて取組を行うよう努める。【法第8条】

【参考1】 基本方針の記載事項【法第4条第2項】

- ・ 意義及び目標（契約比率・金額等）
- ・ 国等が講ずる措置
- ・ 新規中小企業者及び組合
- ・ その他、必要な事項

【参考2】 官公需法（地方公共団体の施策）

第8条 地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるように努めなければならない。

【参考】国等の官公需契約目標、契約実績の推移

(単位：億円、%)

年 度	契 約 目 標			契約実績		
	官公需総予算額	中小企業・小規模事業者向け目標額	比率	官公需総実績額	中小企業・小規模事業者向け実績額	比率
昭和 41	18,850	5,050	26.8	18,850	4,891	25.9
令和 元	77,204	43,744	56.7	74,278	39,211	52.8
	72,388	39,568	54.7	71,032	36,097	50.8
	70,442	38,791	55.1	74,529	38,338	51.4
	69,347	38,185	55.1	74,951	38,251	51.0
	73,110	40,294	55.1	78,188	40,032	51.2
	78,710	43,369	55.1	82,687	44,767	54.1
	79,082	47,449	60.0	94,121	52,244	55.5
	79,082	48,240	61.0	92,944	46,535	50.1
	86,455	52,738	61.0	95,280	47,404	49.8
	92,784	56,598	61.0	109,950	49,921	45.4
6	87,799	53,557	61.0			
7	97,037	59,193	61.0			

【参考】地方公共団体の契約実績の推移（直近10年）

(単位：億円)

年度	契 約 実 績		
	官公需総額 (A)	中小企業・小規模事業者 向け(B)	比率 (%) (B)/ (A)
平成26年度	152,790	114,830	75.2
平成27年度	142,303	106,068	74.5
平成28年度	146,753	107,752	73.4
平成29年度	144,827	108,068	74.6
平成30年度	147,678	110,302	74.7
令和元年度	161,383	120,832	74.9
令和2年度	165,678	121,846	73.5
令和3年度	167,106	122,275	73.2
令和4年度	175,451	126,735	72.2
令和5年度	173,814	129,579	74.6

地方公共団体の実績は、調査対象である都道府県、人口10万人以上の市及び東京都特別区の数値を合計したもの。

【参考】令和5年度 国等の中小企業・小規模事業者向け契約実績

(単位：億円)

各府省等名	官公需総実績額 (A)	中小企業・小規模事業者向け 契約実績額 (B)	新規中小 企業者向け 契約実 績額 (C)	B/A (%)				C/A (%)
				計	計	物件	工事	役務
衆議院	181	57	7	68.2	30.6	28.0	31.3	3.70
参議院	28	10	[0]	74.3	28.2	33.2	37.0	0.50
最高裁判所	398	152	4	58.6	61.0	21.0	38.2	1.11
会計検査院	12	8	3	89.8	94.7	64.1	66.7	27.47
内閣・内閣府	3,044	1,011	21	35.5	49.7	24.3	33.2	0.69
デジタル庁	978	53	18	53.0	91.7	5.3	5.4	1.83
復興庁	3	2	[0]	77.3	0.0	41.9	51.6	0.52
総務省	262	127	7	28.4	39.8	58.0	48.4	2.64
法務省	1,859	525	19	25.4	56.6	25.2	28.2	1.05
外務省	76	46	15	79.5	70.1	57.1	61.5	19.52
財務省	877	533	18	61.6	87.7	53.2	60.8	2.06
文部科学省	558	482	2	98.2	72.4	27.4	86.3	0.28
厚生労働省	1,999	483	36	15.6	70.2	29.8	24.2	1.79
農林水産省	2,992	1,982	26	60.9	66.0	66.9	66.2	0.87
経済産業省	217	116	7	52.4	36.4	53.5	53.2	3.03
国土交通省	33,158	17,981	404	42.6	63.9	33.7	54.2	1.22
環境省	527	223	8	48.1	85.8	34.3	42.4	1.44
防衛省	18,066	7,354	254	63.4	27.9	50.3	40.7	1.40
国 計	65,235	31,144	848	50.9	53.2	36.7	47.7	1.30
公 庫 等 計	44,716	18,777	679	43.7	44.7	38.5	42.0	1.52
国 等 計	109,950	49,921	1,526	46.1	51.3	37.5	45.4	1.39

(注1) 計の欄の金額は、各府省等から令和5年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

(注2) 括弧書([])は、金額が5千万円未満であることを示す。

始めに 官公需を巡る現状

I 官公需の全体像

II 令和7年度 基本方針

III 官公需適格組合

1. 令和7年度の基本方針のポイント

◆ 国等の中小企業・小規模事業者向け契約目標

- ・ 中小企業・小規模事業者向け **比率 61%、5兆9,193億円**
- ・ 新規中小企業者（※）向け **比率 3%以上**

※ 創業10年未満の中小企業・小規模事業者

◆ 基本方針における新たな措置等

- ① **価格転嫁の促進**（国等から年1回以上の協議、「予算がない」と協議申出を断らない）
- ② **低入札価格調査の厳格化**（低価格での入札に対し、単価、工数を調査）
- ③ **トラックドライバーへ配慮**（運送荷役効率化、標準的運賃活用、違法トラック排除）
- ④ **地域の中小建設業者へ配慮**（地域の公共工事の担い手の確保）
- ⑤ **スタートアップ等の受注機会の増大**（スタートアップ向け随意契約の活用）
- ⑥ **中小石油販売業者への配慮**（激変緩和措置補助減少に伴う価格交渉に適切に対応）
- ⑦ **WTO政府調達協定**（協定にて協同組合、連合会は適用除外）

第1. 中小企業者の受注の機会の増大の意義及び目標に関する事項

1. 中小企業者の受注の機会の増大の意義

⇒ 物価上昇を上回る賃上げ基調の定着

2. 中小企業・小規模事業者向け契約目標

⇒ 契約目標比率 中小企業向け 6.1%、新規中小企業向け 3%以上

3. 各省各庁の長及び公庫等の長による契約の方針の作成及びその推進体制の整備

第2. 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

1. 官公需情報の提供の徹底

- (1) 個別発注情報の提供と説明
- (2) 官公需情報ポータルサイトによる情報提供
- (3) 中小企業基盤整備機構による情報提供
- (4) 官公需に関する相談体制の整備

2. 中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注とする工夫

- (1) 総合評価落札方式の適切な活用
- (2) 分離・分割発注の推進
- (3) 適正な納期・工期、納入条件等の設定
⇒ 改正物流効率化法の記載を追加。運送・荷役の効率化、違法な運送事業者の排除のために受注者から誓約書の提出
- (4) 調達・契約手法の多様化における中小企業・小規模事業者への配慮

2. 中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注とする工夫

- (5) 知的財産権の取扱いの明記
- (6) 同一資格等級区分内の者による競争の確保
- (7) 中小企業官公需特定品目等に係る受注の機会の増大
- (8) 調達手続の簡素・合理化
- (9) 国と地方公共団体が連携した情報共有・交換のための協議会

3. 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮

- (1) 小企業者を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮
- (2) 技術力等のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大
⇒ スタートアップに関する関係府省庁等の申合せに基づく随意契約推進
- (3) 地域の中小企業・小規模事業者等の積極活用
- (4) 中小企業・小規模事業者の適切な評価
- (5) 中小建設業者に対する配慮
⇒ 第三次・担い手3法の改正に伴う追記（①休日の確保、④公共工事の規模等を適切に設定、⑤地域の民間事業者との連携、⑥随意契約、⑧公共工事の職員の人材育成）
- (6) 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮
- (7) 中小石油販売業者に対する配慮
⇒ 燃料油価格激変緩和措置の補助縮小に伴う価格転嫁の円滑化
- (8) 外注における地域の中小企業・小規模事業者の活用、適正な人件費確保等の周知
- (9) 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

4. 令和7年度 国等の契約の基本方針案の構成②

赤色部分：新規又は拡充

4. ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

(1) ダンピング防止推進の周知

(2) 適切な予定価格の作成

⇒ 毎年同じ発注となる事業では予定価格を使い回さない

⇒ 複数年度契約において期中の物価上昇を適切に単価に反映すること

⇒ 改正物流効率化法の趣旨に基づき、「標準的な運賃」の活用

(3) 低入札価格調査制度の適切な活用等

⇒ 未導入の組織、契約での導入

⇒ 単価や工数が適切か、調査の厳格化

(4) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

(5) 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

⇒ (公共工事) 第三次・担い手3法の改正に伴う誠実対応

⇒ (役務等) 国等から年1回以上の協議

⇒ 直接の契約先だけでなく再委託先の労務費等を含めた価格交渉

(6) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する適切な対応

5. 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

(1) 官公需相談窓口における相談対応

(2) 適正な納期・工期の設定及び代金の迅速な支払

(3) 地域中小企業の適切な評価

(4) 適切な予定価格の作成

(5) 科学的・客観的根拠に基づく適切な契約

(6) 官公需を通じた被災地域への支援

6. 令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮

7. 地方公共団体への協力依頼

(1) 国等の契約の基本方針の要請等

(2) 国等の基本方針に準じて講じられた措置の実施状況の公表

(3) 連携推進体制の活用

第3. 新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項

1. 新規中小企業者の活用に関する基本的な事項

(1) 新規中小企業者への配慮

(2) 新規中小企業者の受注機会増大に向けた契約実績の把握

(3) 地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮

⇒ 新規中小企業契約割合3%以下の改善策の公表（規制改革実施計画R6）

2. 組合の活用に関する基本的な事項

(1) 事業協同組合等、官公需適格組合の受注の機会の増大

(2) 官公需適格組合の活用

⇒ WTO政府調達協定、実施政令において協同組合等は適用除外

第4. 第1から第3までに掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

(1) 国等の契約の基本方針の普及及び徹底等

(2) 国等の契約の基本方針の措置状況の通知及び情報の公表

(3) 国等の契約の基本方針の共有

⇒ 組織内の契約担当者等への確実な認識の共有

2. 令和7年度に新たに講ずる主な措置等

(1) 価格転嫁の促進

令和6年度版（労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応）

- ① 契約途中で実勢価格に変化が生じた場合には、契約変更も含め適切に対応すること
- ② 受注者の申出があれば迅速かつ適切に協議を行うなど、申出が円滑に行われるよう配慮すること
- ③ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉の指針」の趣旨を最大限に考慮して対応すること



令和7年度は、申出がなくとも国等から協議を行い、申出に対して誠実な対応の義務化を追記。

- 【発注者としての行動】「労務費の指針」を参考に国等から少なくとも年1回以上の協議を行うように努め、率先して価格転嫁を行う旨の記載を追加

※ 契約期間が1年を超える場合、役務等のスライド条項がない契約において、受注者から申出がなくとも国等から年に1回以上「契約金額の見直しが必要か」確認することとし官公需での価格交渉を促進。

- 【公共工事】(適正化に関する)「2024年改正 担い手3法※」に基づき、資材価格高騰等の協議申出に対する誠実な対応の義務化を明記 (例:「予算不足」、「前例がない」等と協議申出を断つてはならない)

※ 「公共工事品質確保法、建設業法、公共工事入札契約適正化法」(2024年6月公布)

※予定価格の算出にあたり、直近の物価上昇を踏まえた適切な積算への留意を追記 (毎年同じ内容の事業では予定価格を使い回さず、複数年度契約では期中の物価上昇を適切に単価に見込むこと)。 21

2. 令和7年度に新たに講ずる主な措置等

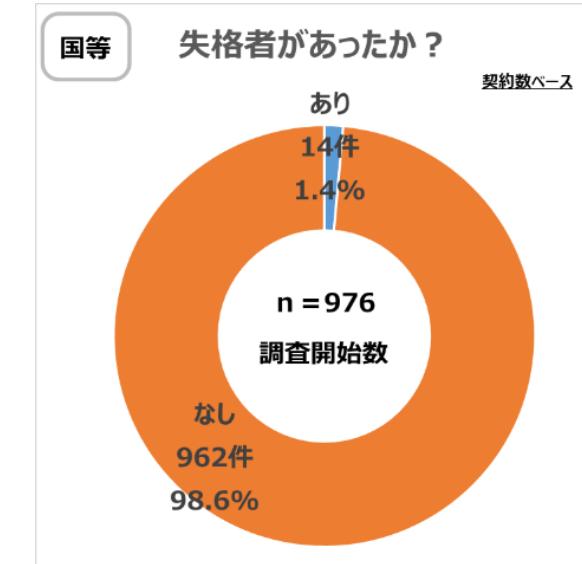
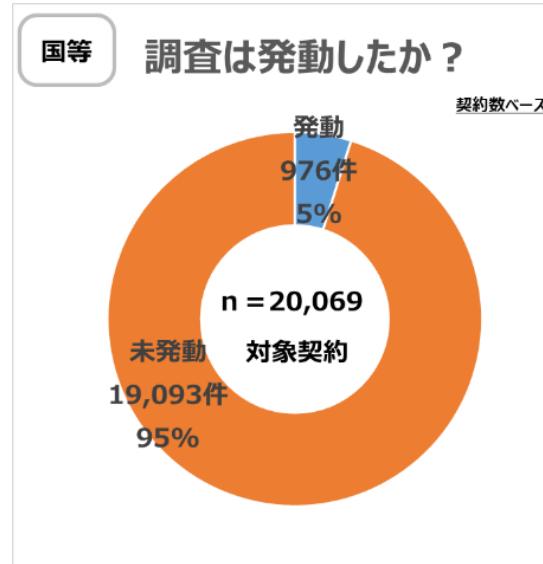
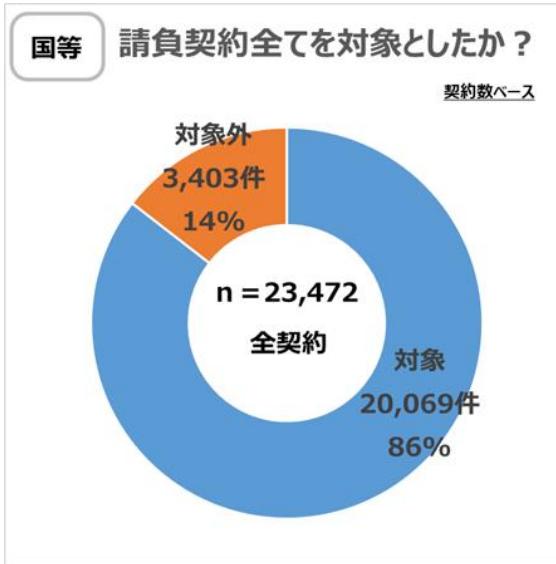
(2) ダンピング受注の防止

【低入札価格調査制度】(=低価格で応札した者が、契約を履行できないおそれがないか、契約前に調査する制度)

- ・ 低入札価格調査制度の未導入契約がある場合は早急に制度導入について検討する旨を追記。
- ・ 調査時に、人件費・原材料費等の実勢価格に沿った単価になっているか、業務に必要な工数が適切に計上されているか、確認する旨を追記。

「国等における（工事を除く）低入札価格調査制度の実態調査」(令和6年9月調査開始 令和7年3月公表)

- ・ 導入していない率：低入札価格調査制度の未導入契約は約14% (=約2.3万件のうち3.4千件/年)
- ・ 調査の発動率：低入札価格調査の発動率は約5% (=対象契約2万件のうち976件/年)
- ・ 失格者：調査の結果、失格者が発生した契約は約1.4% (調査を発動した976件のうち14件/年)



2. 令和7年度に新たに講ずる主な措置等

(3) 中小石油販売業者への配慮

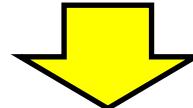
【中小石油販売業者】燃料油価格激変緩和措置の補助減少への適切な対応の追記

現行（災害協定を結ぶ石油組合との随意契約が可能である旨を明確化）に加えて、燃料油価格激変緩和事業の補助縮小などにより燃料油価格が上昇することに対して、石油組合から国等へ、契約金額の変更について申出があった場合に、迅速かつ適切に協議を行うよう努める。

令和6年12月、全石連は「燃料油価格激変緩和対策の縮小に伴い、自治体との官公需契約の価格改定が認められたか」、調査を実施。「認められなかった」石油組合が存在。

	認められた	認められなかった
改定申し込み	105件	9件

※第1回 縮小(12/19)に伴う、官公需契約の改定状況の調査結果(n=155件)



令和7年度 基本方針 新規追加部分

(7) 中小石油販売業者に対する配慮

- ④ 燃料油価格激変緩和事業の制度変更により燃料油価格が上昇することを理由として、契約金額の変更について申出があった場合には、迅速かつ適切に協議を行うこと。また、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮すること。

【基本方針第2-3(7)】関連

- ◆ 地域のガソリンスタンドは、地方自治体等との間で、災害時の燃料供給協定を積極的に締結し、災害時の安定供給に重要な役割を担っています。
- ◆ 一方、平時における燃料調達では、一般競争による入札の結果、域外の者との契約し、平時では交流もほとんど行われておらず、域内の者が事業継続が困難な状況に直面している事例が報告されています。
- ◆ このため、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、燃料調達を行う際には、一定の要件の下に、災害時の燃料供給契約を締結している石油組合との随意契約を行うことができることに留意するとともに、一般競争入札による調達する場合には、適切な地域要件の設定を行うこと及び分離・分割発注等を行うこと。

2. 令和7年度に新たに講ずる主な措置等

(4) 事業協同組合等との受注機会の増大

WTO政府調達協定において、協同組合又は連合会と締結する契約は同協定が適用されない旨規定されており、国の法令においてかかる場合には随意契約を締結できる旨を定めていることから、その可能性を排除しないよう留意することを追記（※国及び独立行政法人等は、随意契約の締結に先だって官報公示を行う必要がある）。

令和7年度 基本方針 新規追加部分

2 組合の活用に関する基本的な事項

（1）事業協同組合等、官公需適格組合の受注の機会の増大（関係部分抜粋）

なお、**WTO政府調達協定上、国が協同組合又は連合会と締結する契約には、同協定が適用されないこととなっており**、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第11条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条18号においても**事業協同組合等との契約は随意契約を締結できるとされていること**から、これらの**随意契約を締結する可能性を排除しないように留意すること**とする。なお、独立行政法人等についても同様に本協定の適用除外とされている（協定附属書I付表3に関する注釈1）。

【参考】関連する協定及び法令

○**WTO政府調達協定 附属書I付表1～3に関する注釈**：この協定は、この協定が日本国について効力を生ずる時に有効な法令及び規則に従って協同組合又は連合会と締結する契約については、適用しない。

○**国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令**：（随意契約によることができる場合）第十一條 特定調達契約につき会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、予決令第九十九条（中略）及び**同条第十八号に掲げる場合並びに（中略）**の規定により随意契約によることができるものとされる場合に限るものとする。

○**予算及び決算令第99条18号**：事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買い入れるとき。

※ 地方公共団体（都道府県、政令市）については**地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項2**により協同組合及び連合会を相手方とする調達契約が適用除外されており、地方自治法施行令第167条の2に掲げる場合において、随意契約によることができる。

3. その他、特に留意いただきたい措置等の概要

(1) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

【第2-4(4)】関連

◆以下の考え方により、現行の記載内容について追記修正。

- ① 契約前において、最低賃金額の改定を反映させた適切な予定価格を作成するため、最低賃金額の改定見込額も考慮するとともに、入札希望者に対し最低賃金額の改定見込額も考慮した上で入札することを周知。
- ② 契約後において、受注者に対する契約変更の必要性の確認については、令和3年度に実施した「最低賃金額の改定に伴う官公需契約の金額見直しに関するフォローアップ調査」の結果を踏まえ、最低賃金又はその近傍の人工費単価の被用者が用いられる可能性がある役務契約に重点化することとし、清掃、警備、洗濯、建物管理、電話交換といった特定の役務契約を例示。

3. その他、特に留意いただきたい措置等の概要

(2) 適切な予定価格の作成

【第2-4(2)】等関連

- ◆ 原則として一般競争に付さなければならぬ、国や地方公共団体等の契約においては、適切な予定価格の作成が発注者側としての責務。
- ◆ これまで、特に問題なく落札されているという理由のみで、安易に前年度を踏襲した予定価格を採用することは、不当に低い落札価格により落札者に過度な負担を強いることやその業界全体の低落札価格化を招くなど、健全な競争を阻害する恐れ。
- ◆ そのためには、社会保険料や最低賃金（改定見込み含む）を適切に考慮した人件費単価や、最新の実勢価格・需給状況等を踏まえた原材料費、エネルギー価格を用いた予定価格の算定が必須。
- ◆ 予定価格の算出にあたり、毎年同じ内容の事業で予定価格を使い回さず、複数年度契約では期中の物価上昇を適切に単価に見込むこと。（再掲）

3. その他、特に留意いただきたい措置等の概要

(3) 知的財産権の取扱い

【第2-2 (5)】関連

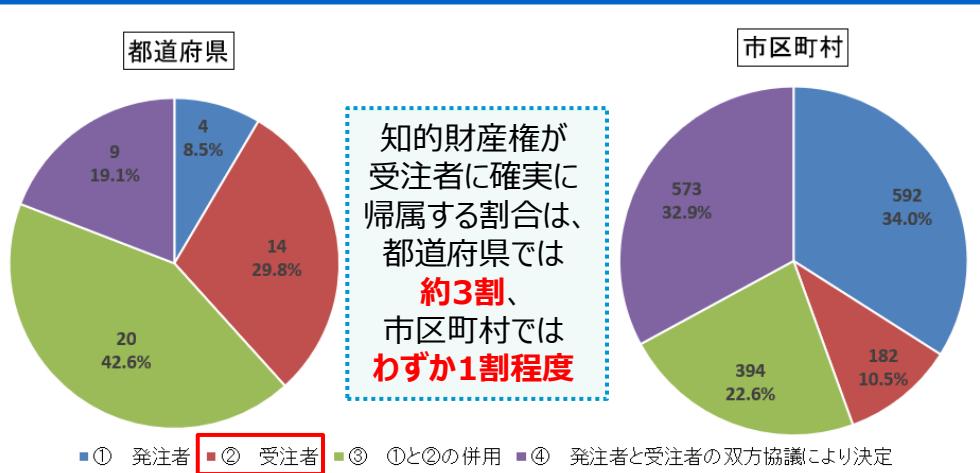
- ◆ 物件及び役務の発注において、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取扱いについて書面による明確化に努める。
- ◆ また、調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第2条第1項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、発注者は当該知的財産権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させるコンテンツ版バイ・ドール契約の活用の促進に努める。

【参考】官公需印刷物の入札・契約に関する実態調査結果（地場産業振興の重要課題）

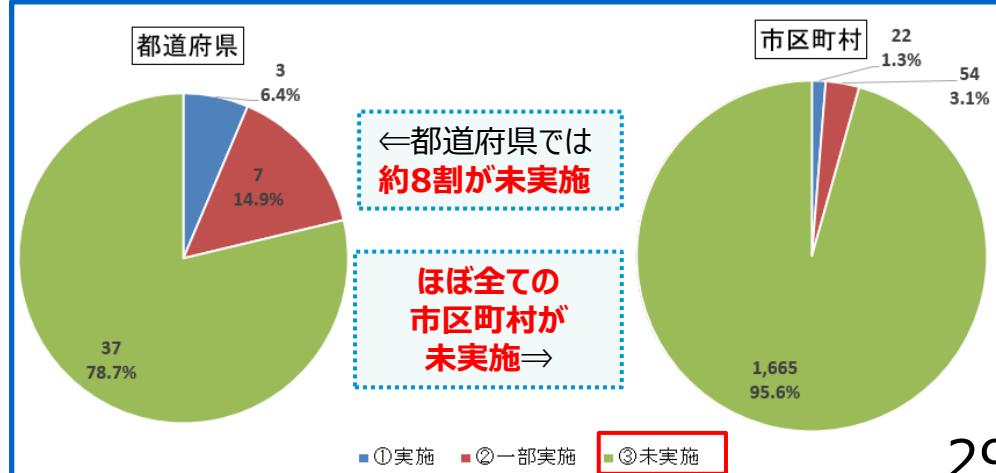
- ◆ 総務省・経済産業省では、地方公共団体における印刷物（※）の入札・契約の実態を把握するため、全都道府県・市区町村を対象とした調査を令和6年に実施。
- ◆ 知的財産権の帰属について市区町村では「発注者」とする回答が最も多く、コンテンツ版バイ・ドール契約を実施している都道府県は10団体（21.3%）、市区町村は76団体（4.4%）にとどまった。
- ◆ 調査結果をみると、知的財産権が必ずしも受注者に帰属しないケースが大勢を占めており、印刷事業者の知財を活用した新たな事業創出において、大きな課題となっている。
- ◆ 地方公共団体においては、前例にとらわれることなく、受注者の知的財産権に配慮した契約を改めて検討いただくとともに、コンテンツ版バイ・ドール契約の能動的な導入が強く求められる。

（※）印刷物：塗工紙を使用するポスター、パンフレット、広報誌等や、上質紙を用いる報告書、手引き等の各種冊子等。

【知的財産権の帰属】



【印刷物の発注におけるコンテンツ版バイ・ドール契約の状況】



【参考】官公需における知的財産への配慮に係るPR資料

- ◆ 経済産業省では、官公需における知的財産への配慮に係るPR資料を作成。
- ◆ PR資料では、コンテンツ版バイ・ドール条項入りの契約書フォーマットも紹介。

官公需における印刷発注では
著作権の権利範囲を明確化して財産的価値に留意しましょう！

経済産業省 中小企業庁

【官公需における印刷発注の問題】

- 一律の権利譲渡**
調達目的の達成のために著作権を譲渡されることが本当に必要なか十分に検討されず、一律に著作権の全てが国や自治体等に譲渡されています。
- 不明確な権利範囲**
著作物の利用目的や期間等が仕様書などで明確化されておらず、著作権の譲渡・利用範囲が特定されていません。
- 権利の無償譲渡・利用**
著作権は知的財産権であり、納品物に係る所有権とは別に財産的価値権を有しているにも関わらず、その譲渡・利用が無償で行われています。

納品物の電子化データ（所有権）についても、著作権と同様に、譲渡の必要性を検討の上、納品が必要な場合は仕様書へ明記し、その財産的価値に配慮してください。

官公需法に基づく「令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」
(令和7年4月22日閣議決定)に明記されています！

「令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（抜粋）」

（知的財産権の取り扱いの明記）
国等は、物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取り扱いについて書面をもって明確にするよう努めるものとする。また、当該知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするよう努めるものとする。その際、契約に当たって、調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツ版の創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、発注者は当該知的財産権の全部又は一部を譲り受けず受注者に譲渡させるコンテンツ版バイ・ドール契約の活用を促進するよう努めるものとする。

問合せ：中小企業庁取引課 03-3501-1669（官公需担当）

全国ではこんな事例があります！

経済産業省 中小企業庁

著作権の二次的活用

愛媛県今治市の印刷会社では、作成したご当地キャラクターの著作権を印刷会社に残すことで、キャラクター関連商品の販売等、著作物を**二次的活用**しています。また、公益目的での使用は原則無償とすることで、市のPR等、**行政目的で利用することも可能**としています。

受発注者の意見交換や検討委員会の設置

発注側である契約担当者と受注側である印刷企業とが、著作権の取り扱いについて**意見交換**を行う機会を設けている自治体が数多くあります。また、著作権取り扱いの適正な運用を推進することを目的とした**検討委員会**等を設置している自治体もあります。

問合せ：経済産業省文化創造産業課 03-3501-1750（印刷担当）

調達に係る契約書フォーマットの公開

経済産業省では、**コンテンツ版バイ・ドール条項入りの契約書フォーマット**に基づき調達手続きを進めることで、**著作権の財産的価値に配慮した取り扱いの適正化**に努めています。

<コンテンツ版バイ・ドール条項入りの契約書フォーマット（経済産業省ホームページ）>
https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/keiyaku_format.html

コンテンツ版バイ・ドール契約導入の際は、左記URLのひな形をご活用いただけます。

【参考】官公需印刷物における契約の適正化及び知的財産への配慮等に係る通知

- ◆ 令和6年度、「官公需印刷物の入札・契約に関する実態調査」を実施。その結果、令和4年度の実施結果を比較して、一部に改善が見られたが、改善傾向は一部の地方公共団体にとどまることが明らかになった。
- ◆ この結果を踏まえ、令和7年度、経済産業省・総務省から地方公共団体宛てに改めて通知文を発出。

＜通知文の主な内容＞

1. 適切な予定価格の作成

官公需印刷物における契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、昨今の原材料費や人件費、エネルギーコストの高騰など、最新の実勢価格等を踏まえた適正な予定価格の作成が求められます。具体的には、下記事項を考慮の上、適正な予定価格の作成を検討してください。

- ① 予定価格の作成にあたり、自ら積算を行う際は、印刷物の種類別に積算体系を解説し、その項目ごとに料金と算出法、積算事例が掲載されている最新版の「積算資料 印刷料金(一般財団法人経済調査会)」や「物価資料(一般財団法人建設物価調査会)」等を参考してください。
- ② 予定価格の作成にあたり、参考見積を印刷事業者から取得する際は、印刷設備を保有し、発注者と同一都道府県内に存する自社生産可能な印刷事業者から原材料費や人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた見積書の提出を依頼してください。

2. 最低制限価格制度や低入札価格調査制度の導入

過度な低価格競争を抑止させ、適正な競争を促進することができる上、印刷物の品質確保にも資することから、積極的な導入を検討してください。

3. 入札参加資格における地域要件の導入

入札参加資格における地域要件の導入は、地域経済の活性化や地元企業の育成につながることから、積極的な導入を検討してください。

4. 印刷事業者が製作する知的財産や印刷データの財産的価値に配慮した取扱い

官公需における印刷発注においては、十分に検討されることなく一律に著作権の全てが発注者に譲渡されている、知的財産権の権利範囲が不明確になっている、知的財産権が無償で譲渡・利用されている等、発注者と受注者の間で対等な契約がなされていないことが問題となっています。

知的財産や印刷データの価値に配慮した契約書等の作成を検討してください。

5. コンテンツ版バイ・ドール契約の条項例

印刷事業者は、印刷物の製作過程において、写真やキャラクター、イラスト、テキスト、グラフィックデザイン等のコンテンツを制作することがあり、その権利を保有しています。

しかしながら、官公需における印刷物を発注する際、仕様書や契約書において「著作権等の権利は受注者に帰属する」としていない場合や、「著作権等の権利は発注者に帰属する」等の文言を付しておきながら権利の買取りを適正に行っていない場合があるとの指摘があります。また、コンテンツに係る著作権等の権利範囲を明確にしないまま、発注者が無断でキャラクターを他の用途に使用したり、グラフィックデザインを改変したり、独自に再印刷するなどの二次利用を行えば、著作権法違反となるおそれがあります。

このため、政府では、著作権等の知的財産権を受注者に帰属させ、二次利用しやすくする「コンテンツ版バイ・ドール契約」の導入を推進しています。自治体においても積極的にコンテンツ版バイ・ドール契約の導入を検討してください。

3. その他、特に留意いただきたい措置等の概要

(4) 新規中小企業者等（スタートアップ等）の受注機会の増大

【第1-2関連】

【スタートアップ】官公需法において新規中小企業者の契約比率は3%以上を目指すことになっている。

（令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針について（令和7年4月22日閣議決定）

- 官公需法8条において「**地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業の受注機会を確保するため必要な施策を講ずるよう努めなければならない。**」旨定められている。
- 同条に基づき、次の事項等をはじめ、国等の契約の基本方針に準じた措置の実施について、経済産業大臣より各都道府県知事に発出（令和7年4月22日）。（都道府県を通じて、市区町村へも周知）。

官公需における予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約金額比率について、前年度までの実績を上回るように努め、新規中小企業者の契約比率については、引き続き国等全体として3%以上を目指すものとされていること

- 経済産業省として、契約比率の拡大を目指し、より多くの自治体・スタートアップとの連携を様々な施策を活用して推進（インパクトコンソーシアム官民連携分科会、実践ガイド、カタログ等）。

■行政と連携実績のあるスタートアップ100選

子育て・教育、医療・福祉、インフラ・施設、農林水産、環境、観光・文化、くらし・手続きなどの多様なジャンルのスタートアップが、行政と連携して行政・社会の課題の解決に貢献している事例を提示。



■スタートアップが国等の調達に提供可能な新技術等に係るロングリスト

一般社団法人ベンチャーキャピタル協会等を通じた調査を基に新技術・新サービスを有するスタートアップ企業70社程度をまとめ、政府・自治体での導入実績、当該技術等による解決可能な課題、提供可能な価格などの情報を整理。



(参考1) 地域の社会課題の解決とスタートアップ

- 多くの自治体が、少子高齢化・人口減少等により、移動・健康・防災・インフラなど持続可能な地域の暮らしの課題に直面。スタートアップは、新しい技術やビジネスモデルにより、地域の社会課題に新しい解決策をもたらしうる存在。
- こうした中、実証フィールドの提供や公共調達など、先駆けて取り組む自治体も生まれはじめている。

地域の社会課題の解決に貢献するスタートアップの例



▲長野県塩尻市での実証実験



▲令和6年能登半島地震の際に活用されたもの



▲同社製品で、妊婦自身が自宅から産婦人科医にデータを送信する様子

TIER IV

世界初のオープンソースの自動運転ソフトウェア「Autoware」の開発、自動運転サービスの提供。

2020年から塩尻市の一般道で運転者を要しない自動運転の実証走行を実施。
2024年10月には、自動運転レベル4認可を取得。

WOTA

自社開発の、断水時でも機能する小規模分散型水循環システムによって、使用した水を再生し循環利用するシャワー、手洗い設備を令和6年能登半島地震の被災地に提供。

メロディ・インターナショナル

北海道余市町内の妊婦を対象に、IoT型胎児モニターによる遠隔妊婦健診サポートの実証実験を実施。
20km離れた小樽市内の病院と連携し、産科医不在の余市市内病院や在宅にて妊婦健診を提供。

(参考2) 地域の課題を起点に全国や海外へ スタートアップの成長事例も①

- 地域にある社会課題・行政課題の解決に向けて地域関係者とスタートアップが共創することを通じて、スタートアップが新たな製品・サービスを開発。
- こうして生まれた製品等が一自治体に限らず国内の幅広い自治体に展開され、また、核となる技術を元に更なる製品・事業開発を重ねることで、海外展開にもつながる事例が生まれてきている。

(事例) サグリ株式会社 (本社: 兵庫県丹波市)

- ✓ 農地の利用状況を、調査員による目視に代えて衛星データとAIでもって確認するサービスを提供。
- ✓ **つくば市を皮切りに各地で実証し、多数の自治体で導入。** 調査員の作業負荷を短縮。
- ✓ 日本で培ったコア技術を活用し海外展開。



創業後、茨城県の衛星データ解析の実証実験プログラムで、耕作放棄地を含む課題を行政とともに検討
⇒ つくば市を紹介

2019年度つくば市の「つくば市未来共創プロジェクト」参加。衛星データ×耕作放棄地の課題への実証 ⇒ 製品化

2020年度農水省の農地利用状況調査の効率化実証事業。2022年度、法令で必要な農地利用状況調査の方法として、「目視」に加え「衛星データ」を活用できる規制緩和。

2023年、J-Startupへの選定や、SBIR事業を含めた各種の事業にも採択
東南アジア、インド、南米などの新興国市場での事業拡大に注力



(出典) インパクトコンソーシアム 第2回 官民連携促進分科会

(参考2) 地域の課題を起点に全国や海外へ スタートアップの成長事例も②

- 災害後の断水に対し、スタートアップがシャワーや手洗機を展開し、避難所の衛生環境向上に貢献（WOTA社）。同社は、その技術を平時にも活かし上下水道に依存しない住宅向けシステムを複数の自治体で展開（愛媛県の複数自治体（2023年～）、広島県ではSBIRを活用して地域単位の導入を推進中。今年、量産モデルを展開予定。）
- さらに、日本での量産開発技術を活かし、水不足・水質汚染が深刻な島嶼国へも展開（カリブ海・アンティグア・バーブーダ国にて、公営住宅プロジェクトの標準整備化を計画。現地政府・住宅公社とMoUを締結、実証を通じ、今年事業展開予定。）。

WOTA（小規模分散型水循環システム）

行政 課題

- ・ 災害時の生活用水の不足・衛生問題
- ・ 人口減少に伴う上下水道財政の悪化
- ・ 断水被災地で誰もがすぐに使える「WOTA BOX 循環型シャワー」「WOSH 循環型手洗い」
- ・ 「住宅向け水循環システム」上下水道に頼らない、新しい形の水インフラ
- ・ 老朽化した管路の更新が不要・広域断水のリスク軽減
- ・ 能登半島の長期断水避難所の89%をカバー
- ・ 住宅向けシステム：愛媛等の実証を経て、広島でのより大規模な実証を推進、更にカリブ海の島嶼国（アンティグア・バーブーダ）にも展開

提供 サービス

効果 展開



▲株洲市銅島小学校避難所



▲循環システム設置場所 愛媛県 今治市

アンティグア・バーブーダ（A&B）国での展開

- ・ カリブ海島嶼国で最も水不足に悩む国の1つ
 - ・ 水資源の約7割を海水淡水化に依存
 - ・ 国内最大の貯水池も枯渇（右写真）
 - ・ 住民の多くが日常的に断水を経験し、安定した水供給が大きな社会課題に
- 2022 A&B政府とFS調査に関するMOU締結
- 2023 WOTA BOXを用いたデモ・水利用に関する調査を実施
- 2024 A&B政府と小規模実証に関するMOU締結、7月以降 3箇所で実機を用いた実証事業を実施中
- 2025 A&B内閣に実証事業の経過報告、社会実装にむけて、今年中の正式導入意向が示される

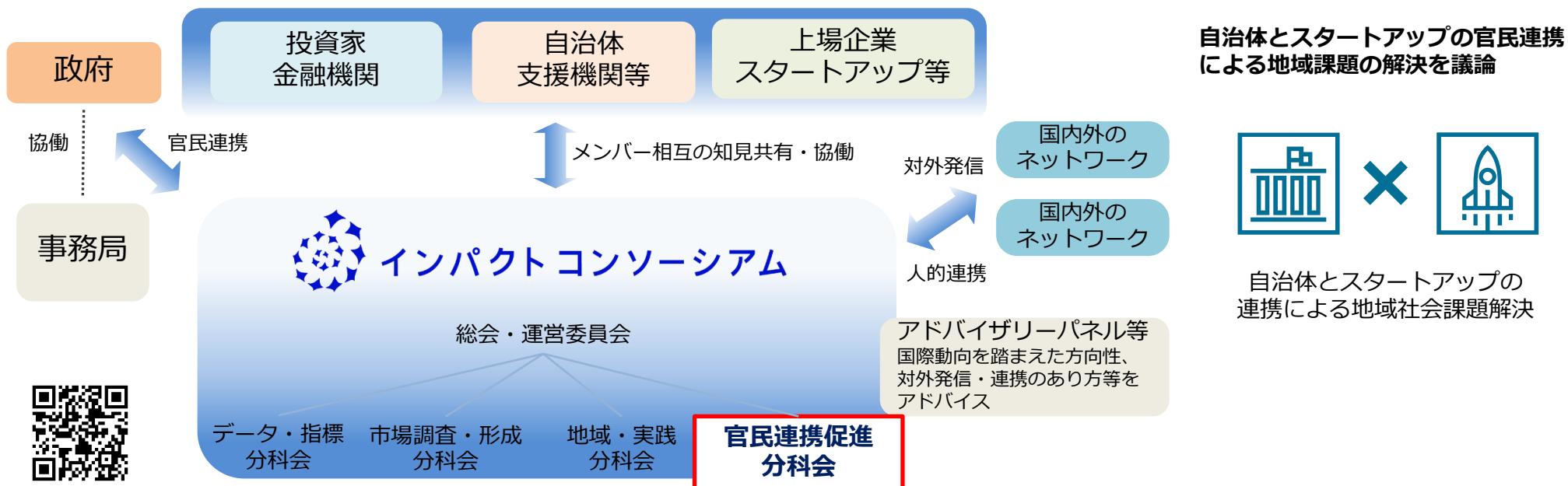


（出典）WOTA社ニュースリリース等より作成。

(参考3) インパクトコンソーシアム 官民連携促進分科会

- インパクト投資を有力な投資手法・市場として確立していく観点から、投資家・金融機関、企業、自治体等の幅広い関係者がフラットに議論し、国内外のネットワークとの対話・発信を図る場として、「インパクトコンソーシアム」が令和5年11月に設立。
- 「官民連携促進分科会」は、社会課題が多様化する中、国や自治体等の行政組織が民間事業者と連携して課題解決にあたる必要性が増加しているところ、連携の実現に向けて多くの課題が存在しており、優れた連携事例はある一方で横展開が進んでいないなか、スタートアップと地方自治体の連携による課題解決の促進について関係者が議論。これまで計3回開催。
- 先進的な自治体・スタートアップ・関係省庁等の有識者や、分科会メンバーのノウハウ・意見を基に、官民連携に資する実践方法・ノウハウ・事例等の情報を集約した「自治体と地域課題解決に取組むスタートアップ官民連携に向けた実践ガイド」を作成し、本年5月に公表。

インパクトコンソーシアム組織図



(参考4) スタートアップ官民連携に向けた実践ガイド①

- 地域課題の解決における自治体とスタートアップの官民連携に注目が集まっている中、連携の実現に向けては多くの課題が存在しており、優れた連携事例はある一方で横展開が進んでいない
- インパクトコンソーシアム官民連携促進分科会では、先進的な自治体・スタートアップ・関係省庁等の有識者や、分科会メンバーのノウハウ・意見を基に「**自治体と地域課題解決に取組むスタートアップ官民連携に向けた実践ガイド**」(以下、「**実践ガイド**」)を作成した



自治体による
地域社会課題の解決

自治体とスタートアップの
連携による地域社会課題解決

- 地域社会課題が多様化・複雑化する中、革新的なソリューションを持つスタートアップと自治体が連携した課題解決に注目が集まる
- 一方で、自治体とスタートアップの官民連携においては、多くの課題が存在している
(例)
 - 連携に関するルールやプロセスが整理されていない
 - コミュニケーション方法・スピード感などにギャップがある
 - 接点が無くマッチングに至りにくい 等
- 優れた連携事例は存在する一方、解決策やノウハウの共有機会が少なく、横展開が進みにくい

- ✓ これまで官民連携に取り組んできた先進的な自治体・スタートアップ並びに関係省庁等の有識者から挙げられたノウハウ
- ✓ インパクトコンソーシアム 官民連携促進分科会に参加しているメンバーからの意見

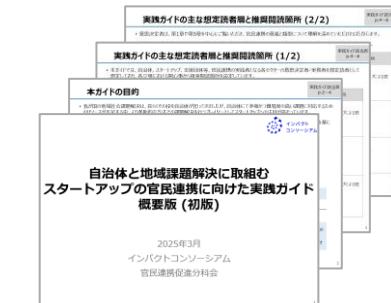
上記を集約し、官民連携に関する**課題に対する施策を整理・標準化**

自治体と地域課題解決に取組むスタートアップの 官民連携に向けた実践ガイド



本編 (Word形式、約120頁)

概要版 (PPT形式、約30頁)



自治体と地域課題解決に取組む
スタートアップの官民連携に向けた実践ガイド
概要版 (初版)

<https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/impact/index.html>

(参考4) スタートアップ官民連携に向けた実践ガイド②

- 実践ガイドは、**自治体やスタートアップ等の意思決定者及び実務者を読者として想定**しており、連携における自治体・スタートアップそれぞれにおけるポイントや、官民連携実現までのステップ・留意点をまとめている

実践ガイドの想定読者

セクター	意思決定者	実務者
自治体	・首長 ・部長や局長	・経済/産業領域・スタートアップ政策担当者 ・官民連携を行う領域の原課担当者 ・契約担当部署・財政部局の担当者
スタートアップ	・代表者(CEO) ・部長・事業統括	・社外交渉役 ・事業担当者
その他	・中間支援団体等の支援担当者 等	

自治体のポイント

- ✓ 組織としての方針やルール作りと、実務担当者のノウハウ蓄積を両輪で進める
- ✓ 民間からの提案を促すには他都市にも**共通する課題の解決に取り組む意向**を示す
- ✓ 民間企業と行政の**文化の違い**を自覚し、相互理解・コミュニケーションを図り、二人三脚で一緒に創り上げていく
- ✓ 予算化では、**他都市からの情報収集や実証実験によるエビデンス**を用いて財政部局への説明や執行を円滑に進める

スタートアップのポイント

- ✓ 自治体が抱える**課題を起点に連携方法を考え**、官民連携の出口を意識しながら連携を打診する
- ✓ **魅力的な自治体職員に会うため**、イベントやセミナーにも積極的に参加する
- ✓ 自社のカウンターパートとなる自治体職員を理解し、円滑な連携実現に向け必要な情報・資料提供を行う
- ✓ 活用可能な公的事業や支援を見定めて、**事業フェーズに合わせて支援を受ける**

実践ガイドの構成

はじめに

第1章 自治体とスタートアップの官民連携の意義

第2章 官民連携の進め方

第3章 自治体編

第4章 スタートアップ編

第5章 官民連携編

各章の内容(案)

本ガイドの目的や自治体とスタートアップの官民連携により創出される、各者が享受できるメリット・取組を促進する意義 等

自治体とスタートアップの働き方や考え方等に関する前提知識と、それらを踏まえた連携時の留意点 等

自治体の準備、組織内での調整や連携先との関係構築に係る要点及び連携先検討に活用可能なリスト 等

スタートアップの準備や自治体との関係構築における要点及び連携先検討に活用可能な自治体のリスト 等

官民連携の類型とその事例や、官民連携を促進する支援制度等、官民連携に有用な情報 等

(参考4) スタートアップ官民連携に向けた実践ガイド③

- 今後は、官民連携の機運が高まっている中、より多くの自治体・スタートアップに官民連携の取組を広めていくため、分科会や官民連携に関するイベントを含めた様々な場で周知・発信を行い、事例を基に実践ガイドを研鑽する
- 共同調達や自治体の広域連携、トライアル発注、契約に係る調整、交付金の活用等、官民連携に関連する各省庁や自治体の検討・取組についても、引き続き情報共有を中心とした連携を行っていく



実践ガイドの普及・拡大に向けた発信

より多くの自治体・スタートアップに官民連携の取組を広めていくため、実践ガイドの周知とそれによる事例創出及び実践ガイドのアップデートを行っていく

【対外発信・仲間づくり】

中間支援団体やメディア等もメンバーに引き入れながら、イベント等を通じて、**実践ガイドを発信する**



【実践・事例創出】

実践ガイドを活用することで、分科会メンバーを中心**に官民連携事例が創出される**

【知の集積・研磨】

官民連携事例や関連する施策をベースに、**実践ガイド内の記載を見直しアップデートする**

【情報収集】

官民連携に関する事例や、国全体としての官民連携に関する潮流や政策動向等の**情報を収集する**



官民連携に関連する各省庁や自治体の取組との情報共有

官民連携に関連する論点や政策動向を把握し、今後の官民連携の在り方やそれらを踏まえた実践ガイドのアップデートを行っていくため、各省庁や自治体との情報共有を行う

【情報共有を図る施策・取組例】

(括弧内は取組を行っている関係者の例)

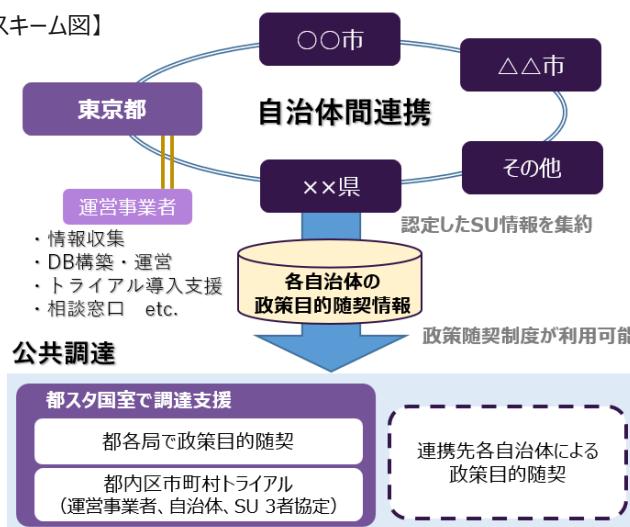
- ✓トライアル発注 : トライアル発注認定事業者に対して随意契約を行う
(つくば市、福岡市 等)
- ✓共同調達 : 複数自治体で同一製品・サービスを購買する
(北海道、広島県、長野県 等)
- ✓契約に関する調整 : 自治体・スタートアップの契約における知財の取扱等に係る留意点の検討
(内閣官房デジタル行政財政改革会議)
- ✓交付金の活用 : 第2世代交付金等を活用した、スタートアップと連携した取組
(内閣府新地方創生推進室 等)

(参考5) スタートアップからの調達の先進的な取組事例①

ファーストカスタマー・アライアンス 東京都

- 優れた製品・サービスを自治法施行規則に基づく製品として認定。入札によることなく調達が可能となる随意契約制度（※）を最大限活用し、スタートアップの製品サービスの公共調達を促進。
- 自治体間で相互に連携・協力しながら、スタートアップの情報を共有・カタログ化し、他団体で活用可能な仕組みを構築。

【参考：事業スキーム図】



※ 地方自治法施行令第167条の2 第1項第4号（新製品の生産又は新役務の提供により、新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者から、競争入札によらず随意契約で製品・サービスを調達できることを定めた規定）に基づく認定制度

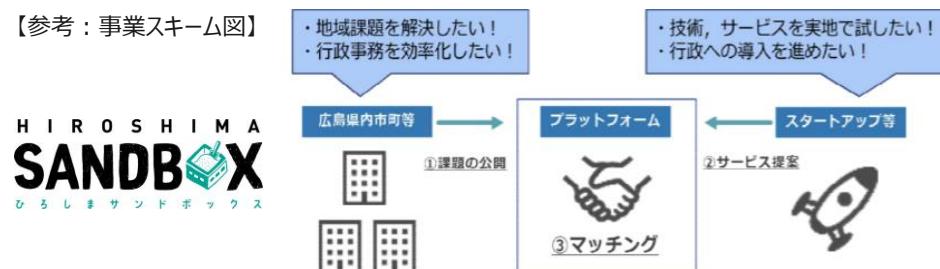
（出典）東京都HP “ファーストカスタマー・アライアンス(公共調達参入促進・自治体連携事業)の開始について”

ひろしまサンドボックス



- 県内の課題を実証実験を通じて解決する仕組みとして市町とスタートアップのマッチングを通じた実装支援事業を推進。効果検証を通じて、商品・サービスの本格導入と、市町間の水平展開を図る。検証の際の活動費（100万円/件）を県が負担。
- 令和6年は、県内23市町中延べ14市町が参画。計40件の課題提案に対し、延べ326件の応募、計34件採択。

【参考：事業スキーム図】



- D-EGGS PROJECT**：シード期のスタートアップを中心に最大1,300万円の実証費支援、メンタリングやマッチングなど幅広い伴走支援を実施を得て県内で実証実験を実施。
- サキガケプロジェクト**：環境エネルギー・医療ヘルスケア・DX推進の重点領域を対象に、新市場にチャレンジする事業者の事業性を立証して、社会実装に向けた事業障壁や新たなルールメイクへのチャレンジを支援する実証事業。

（出典）広島県HP “ひろしまサンドボックス | HIROSHIMA SANDBOX”

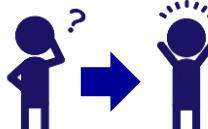
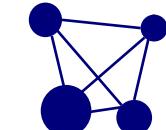


(参考5) スタートアップからの調達の先進的な取組事例②

- 2018年、公民連携ワンストップ窓口「mirai@」を開設。AIやIoT等の先端技術を活用して社会課題の解決や行政サービスの高質化・効率化に取り組みたいスタートアップ等からの提案実現を支援。
- 2023年、先端技術を使った実証実験で良い結果が得られれば、福岡市との契約に直結させる取組み「先端技術公共調達サポート」を開始。スタートアップ等を実証実験から公共調達まで一貫して支援。



主なサポート内容

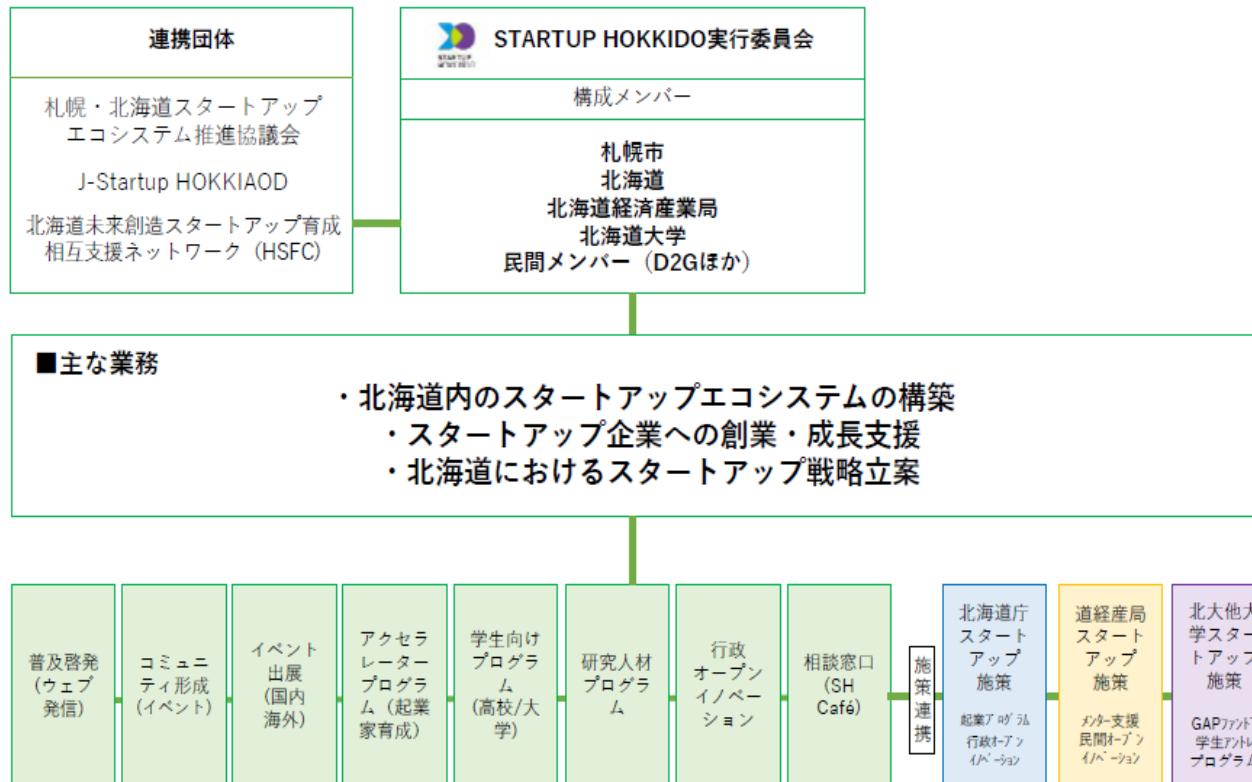
相談・対話	実証フィールド提供	広報支援	行政データ提供	規制緩和
市の窓口（担当課）を知りたい 市の取組み（施策）を教えてほしい プロジェクトに該当するか知りたい 	公共・民間施設利用相談、地元調整 	プレスリリース、市HPでの紹介、イベント登壇、市政だより掲載 	行政データに関する情報提供 	国家戦略特区を活用した規制緩和 共同実施 国のプロジェクトに共同提案 and more...

(出典) 福岡市HP「mirai@ (ミライアット)」

(参考5) スタートアップからの調達の先進的な取組事例③

- 2023年に「STARTUP HOKKAIDO」を設立し、北海道内の全自治体と連携して、広域でスタートアップと協業するための体制を整備。また、実証等でスタートアップによる社会課題解決を行う施策を推進。

(STARTUP HOKKAIDO 体制図)



(スタートアップとの連携・活用のプロジェクトの事例)

Local Innovation Challenge HOKKAIDO 2024

北海道での事業展開を目指すスタートアップ対象のオープンイノベーションプログラム

国内外のスタートアップとさっぽろ連携中枢都市圏の自治体が協働し、地域課題や行政課題の解決に取り組む行政オープンイノベーションプロジェクト「Local Innovation Challenge HOKKAIDO」。2020年のスタート以来、スタートアップの事業成長や地域でのイノベーション機運醸成に貢献。

2023年度には「Local Innovation Challenge HOKKAIDO-北海道プログラム-」もスタートし、実証フィールドが北海道全体に拡大。4年間で30件の実証実験を採択

(参考6) 複数の地方公共団体による共同調達（「トライアル発注」の更なる活用）

- 複数自治体での共同によるスタートアップからの公共調達（トライアル発注）の推進に向け、現行制度上、スタートアップからの調達を随意契約により行うことができる改めて周知。

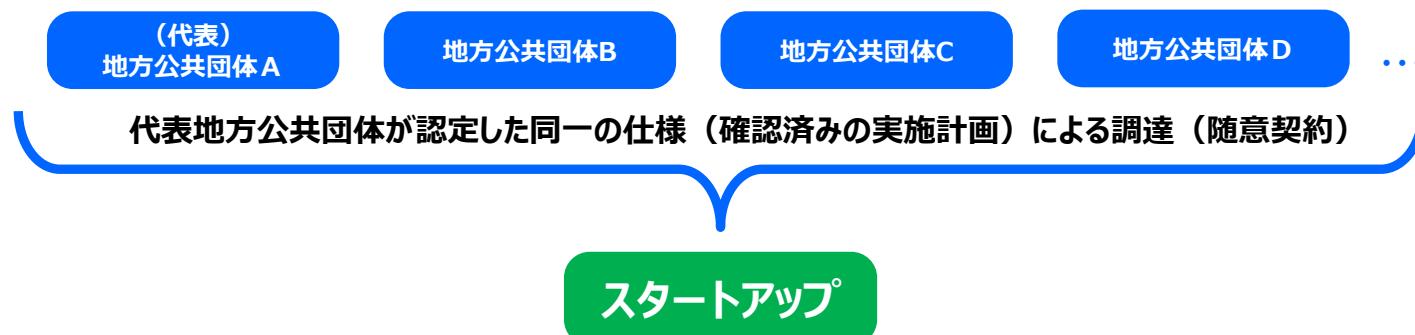
(周知の内容) 根拠：地方自治法施行令（随意契約）第百六十七条の二第一項第四号、地方自治法施行規則第十二条の三第一項及び第七項

- ✓ 地方自治法施行令・施行規則上、ある自治体の長が「実施計画」を認定すれば、他の自治体は「当該実施計画の写し」をもってスタートアップからの調達を随意契約により行うことができるとしている。
- ✓ 複数自治体による共同調達を行おうとする場合、代表自治体が「実施計画」を認定すれば、他の自治体はその認定をもって、同一の仕様（確認済みの実施計画）により、手続を簡略化した上で共同で調達（随意契約）を行うことが可能。
(なお、例えば地方公共団体AとBとが別の都道府県に所在していたとしても上記の運用は可能。)

- これにより、①スタートアップの公共調達への参入コストや自治体における調達コストを引き下げるとともに、②スタートアップの新技術等のスケールメリットの確保等を通じて、社会実装や社会課題解決を促進

(参考) 複数の地方公共団体による共同調達のメリットのイメージ

①行政サイド：下記プロダクト・サービスの供給価格の低下を通じて、より安価なコストでプロダクト・サービスの提供を実現



②スタートアップサイド：各地域ごとの交渉やカスタマイズコストの低減により、プロダクト・サービスの供給価格の低下を実現

※①・②は片務的な利益ではなく、行政・スタートアップ双方ともに独立した利益が発生
（＝スタートアップの新技術の社会実装を加速化）

始めに 官公需を巡る現状

I 官公需の全体像

II 令和7年度 基本方針

III 官公需適格組合

1. 官公需適格組合制度について

- ◆ 経営規模の小さな中小企業 1 社では受注が難しい高額の案件でも、数社で共同して受注すれば、確実に契約を履行できる場合があります。その対応策の 1 つとして、協同組合等による官公需の共同受注があります。
- ◆ 官公需適格組合制度は、中小企業の共同受注を進めるため、一定の要件を満たす協同組合等を中小企業庁（各地方経済産業局）が証明する制度です。
- ◆ 官公需適格組合は、入札参加の際に特例（※）の対象となります。
- ◆ 官公需適格組合の数（令和 7 年 3 月末現在）：899組合

（※）特例

- ・証明を受けた官公需適格組合は、競争契約参加資格審査において、生産・販売高、資本金などについて、組合の数値に組合員の数値を合算される特例があります。
- ・特例を受けることにより、上位の等級に格付けされる可能性があります。

「官公需適格組合名簿」及び「官公需適格組合便覧」を中小企業庁ホームページにて公表しています。
(https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju/tekikaku_kumiai_meibo.pdf)
(https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju/kumiai_binran/index.html)

2. (ご参考) 官公需適格組合証明書の公印省略について

◆官公需適格組合の申請・更新時の証明書の交付について、本年7月から原則、公印を省略します。（経済産業省のルール変更に伴う改正。）

内容	オンライン前	オンライン化 (2022年7月~)	公印省略 (2025年7月~)
申請書・届出書	紙での提出	電子メールにPDFファイルを添付して送信	(変更なし)
証明書の交付	紙での交付、押印あり。	当面の間、変更なし。 (紙での交付、押印あり。)	原則、公印の省略

官公需適格組合証明申請のオンライン化に関する関係規程類は、中小企業庁ホームページにて公表しています。

○関係規程類・様式について

(https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankojutekikaku_shinsei.html)

3. 官公需適格組合との契約実績

	国等		地方公共団体（※1）	
年度	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
令和元年度	5,393	12,771,447	29,176	86,421,872
令和2年度	3,810	12,994,575	30,419	83,077,657
令和3年度	3,765	18,250,397	49,825	134,383,992
令和4年度	3,671	17,501,762	29,882	127,003,060
令和5年度	5,620	14,705,648	30,496	143,431,329

（※1）対象は、都道府県、人口10万人以上の市及び東京都特別区とし、回答があった数値を合計したもの。